

第4次印西市地域福祉計画 (素案)

令和2年 9月 23日現在

印西市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画の策定の背景等	2
3 計画策定の位置づけ	6
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係について	7
5 計画の期間	8

第2章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進	9
2 計画の進行管理	9
3 コロナ禍における地域福祉の推進	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 施策体系	13

第4章 施策の展開

「施策の展開」ページの見方	14
基本目標1 市民による地域福祉の推進	15
（1）市民の福祉意識の向上と市民交流への支援	15
（2）地域福祉推進のための人材の確保・育成	18
基本目標2 支援が必要な人への体制づくり	20
（1）地域福祉支援ネットワークの構築	20
（2）相談体制・情報提供体制の充実	22
（3）市民ニーズに応える福祉サービスの充実	25
基本目標3 安全・安心が実感できる環境づくり	27
（1）地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築	27
（2）誰もが暮らしやすい生活環境づくり	30
（3）市民一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる環境づくり	32

資料編 印西市の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データからみる印西市の現状	36
2 アンケート調査からみる印西市の状況	44
3 統計データからみる地区別状況	51
4 第3次計画の取り組み状況	57

参考資料	68
------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、住民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民、町内会等、福祉関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等が、助け合い・支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

■地域福祉の取り組みイメージ

地域全体がお互いに協力し、
だれもが住み慣れた地域で安心して、
自分らしく暮らし続けられることを目指します。

2 計画の策定の背景等

(1) 計画策定の背景と趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、引きこもり、DV（ドメスティック・バイオレンス）等が、大きな社会問題となっています。

このような社会情勢の変化に対応し、国の動きとしては、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が位置付けられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を目途に、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが求められる中、平成 27 年には、多機関・多分野の協働による包括的な相談支援体制と、高齢・障がい・児童等への福祉サービスを総合的に提供できる体制の構築を目指す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚生労働省より公表されました。

さらに、平成 29 年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、支援する側・される側という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、すべての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成 30 年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

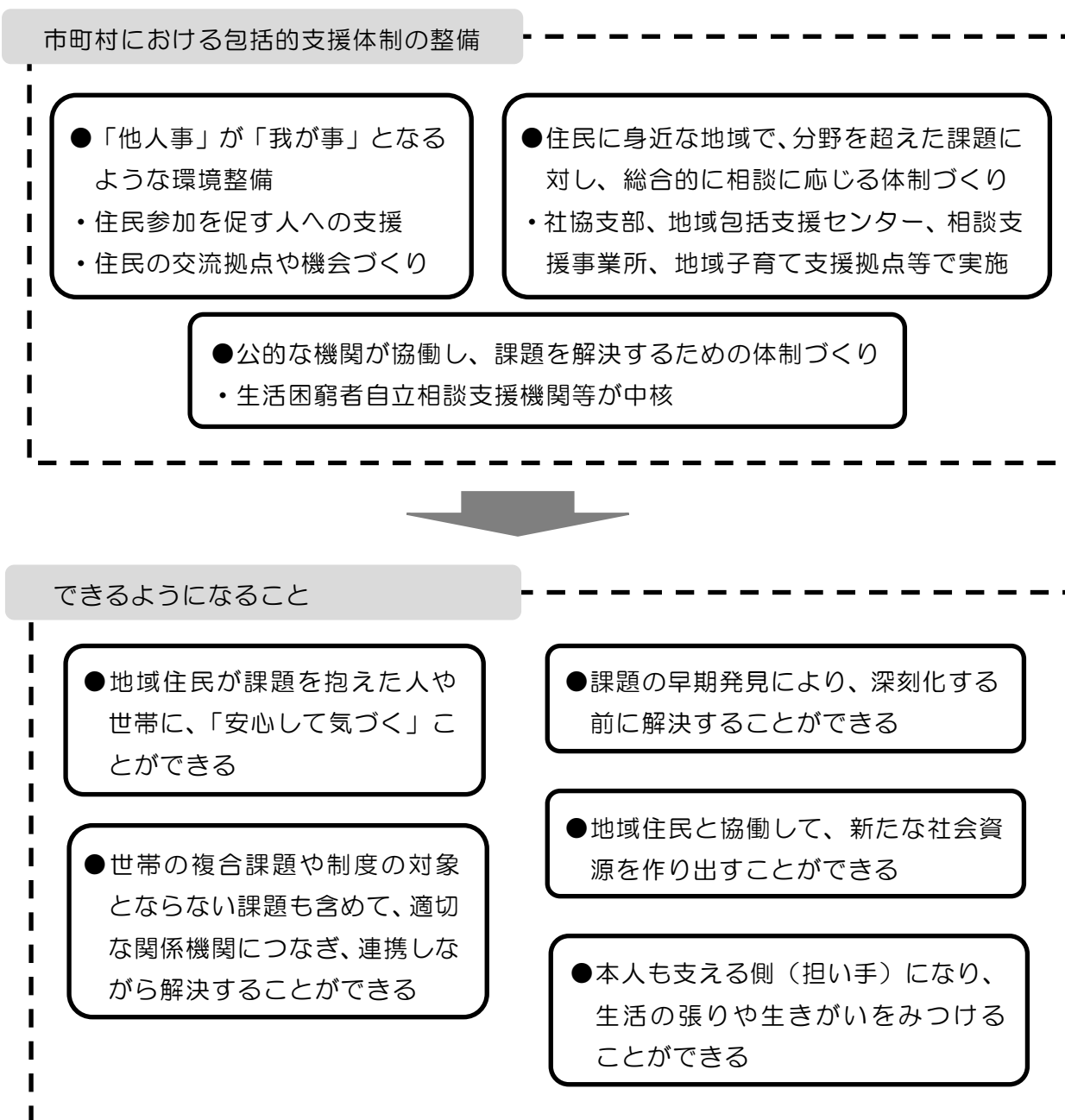
このような状況の中、本市においても、平成 18 年度に「第 1 次地域福祉計画」を策定して以降、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるよう、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。

この度、令和 2 年度で「第 3 次地域福祉計画」の計画期間が終了しますが、更なる地域福祉の充実を図るため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 ヶ年を計画期間とした「第 4 次地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、市民がその人に応じた役割をもち、地域の関係団体等とつながりながら、支え合う地域社会のことです。これにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。

【国が示す「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備の方向性】



※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

(3) 国の主な動き

	国の動き
平成 12 年	・ 社会福祉法の改正 ・ 介護保険法の施行
平成 18 年	・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 24 年	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・ 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・ 社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	・ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・ 健康日本 21（第 2 次）計画策定 ・ 社会保障制度改革国民会議報告書 ・ 災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）
平成 26 年	・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・ 介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）
平成 27 年	・ 生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・ 地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法） ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29 年	・ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進） ・ 地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表（社会福祉法 市町村における包括的な支援体制の構築ほか） ・ 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか）
平成 30 年	・ 改正社会福祉法の施行 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）の施行

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについて

平成 29 年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉策定ガイドライン）」においては、計画の中に取り入れなければならない事項として、次の5項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（４）県の主な動き

千葉県においては、平成 27 年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するとともに、令和元年には、第三次計画の見直しを行っています。

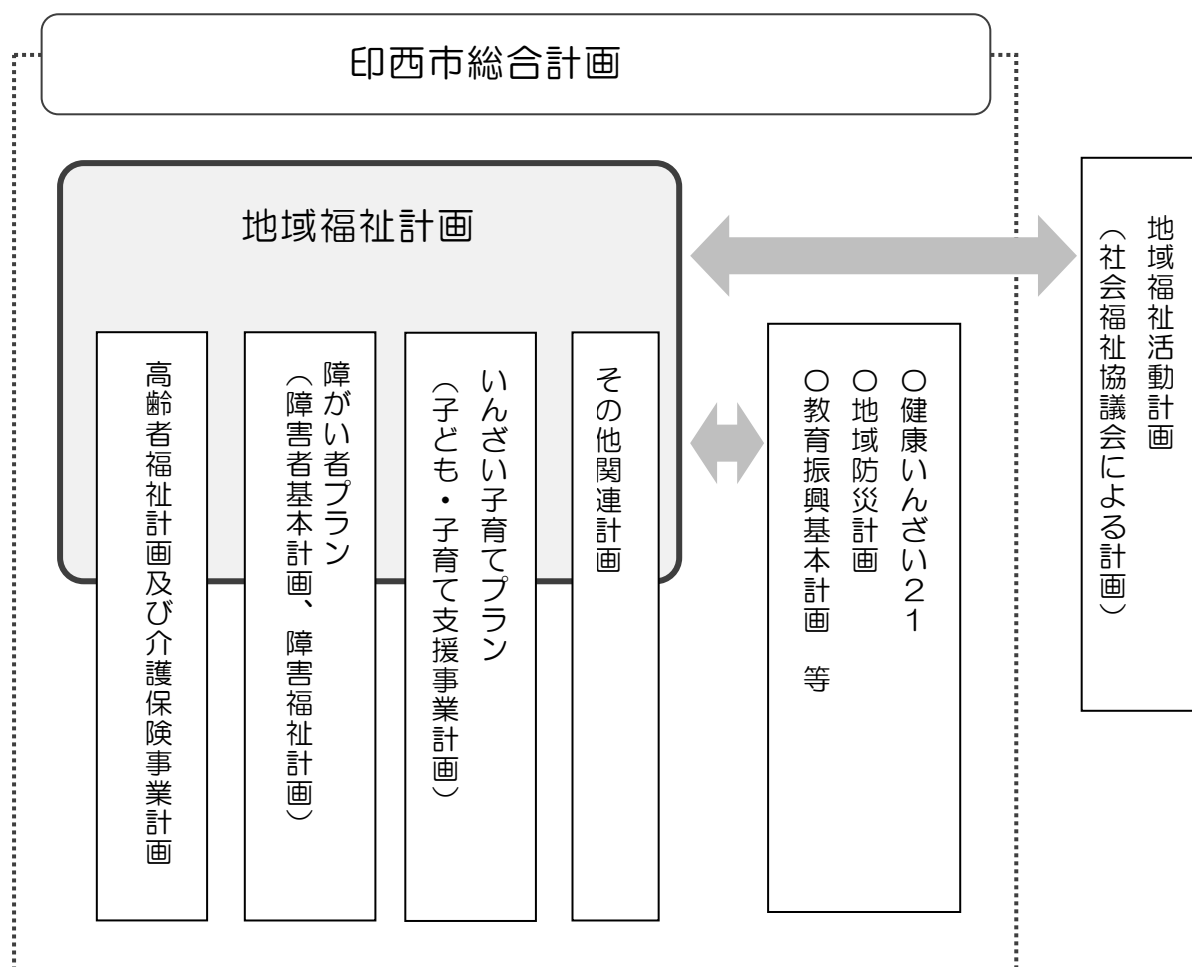
主な取り組みの方向性としては、「１．互いに支え合う地域コミュニティの再生」、「２．生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成」、「３．医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化」、「４．支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化」の４つのポイントを定め、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

また、市町村の役割として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが示されています。

3 計画策定の位置づけ

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。本計画は、平成30年に施行された社会福祉法の改正において、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられました。

また、本計画は、市政運営の基本方針である「印西市総合計画」に則した福祉分野の計画であり、関連する高齢者・障がい者・児童等の個別計画との整合・連携を図っていくものとしします。

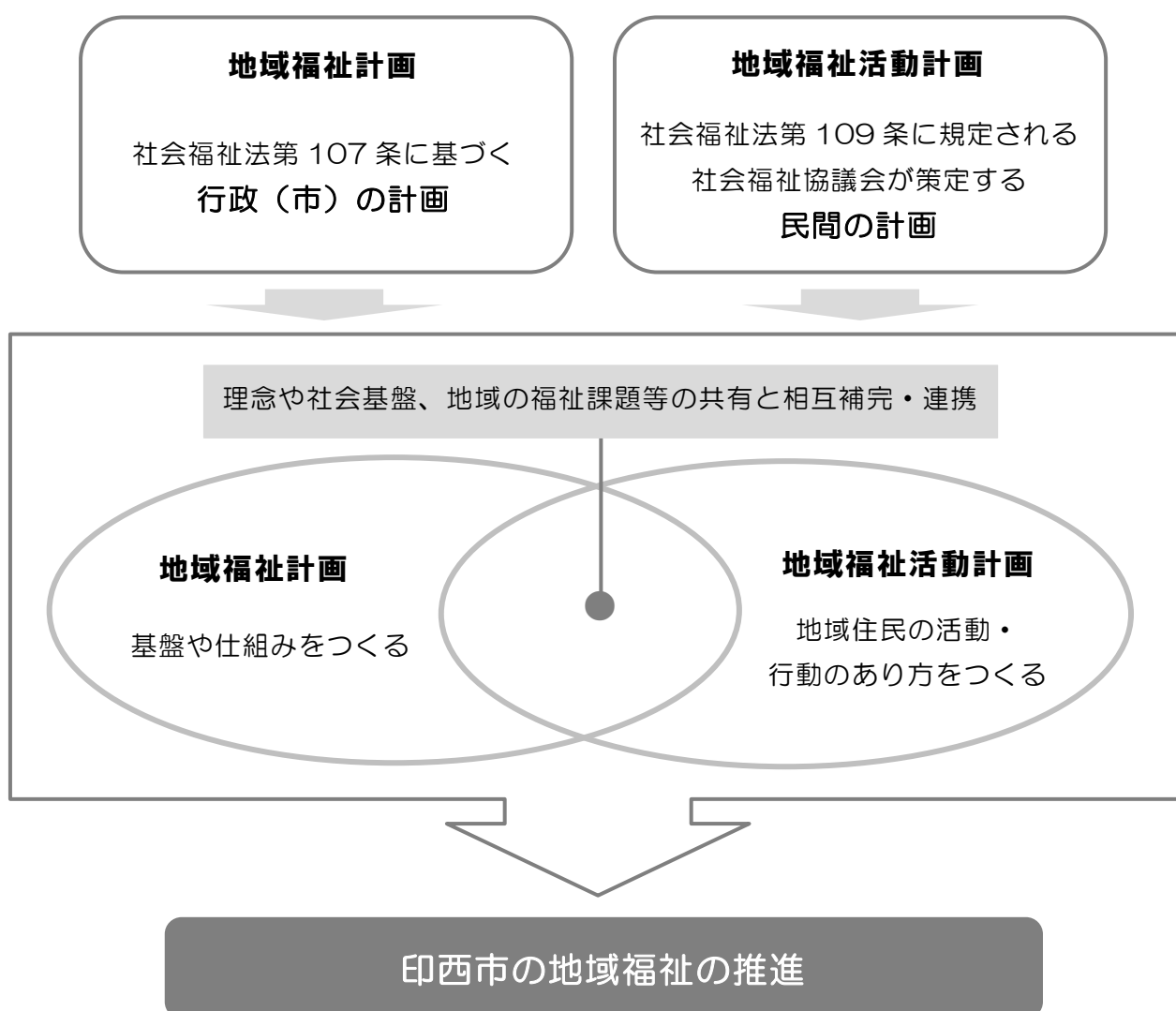


4 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている社会福祉協議会が策定する民間の行動計画で、地域住民や民間活動団体との協働のもと、どのように地域福祉を推進していくかをまとめたものです。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方をつくる「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪として、お互いに補完・補強し、相互に連携することが求められます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とします。

なお、計画内容については、社会状況の変化や国・県における地域福祉政策の動向に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画 基本構想	令和3年度～令和12年度				
基本計画	令和3年度～令和7年度				
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	令和3年度～令和7年度				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度	
障がい者プラン	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度	
いんざい子育てプラン	令和2年度～令和6年度				

第2章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、地域、市民団体、事業者、市民等が連携し、それぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として、計画の推進を図ります。

主 体	役 割
市	庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、社会福祉協議会、関係団体、事業者、市民等との連携を図りながら、総合的に地域福祉施策を推進していきます。特に、社会福祉協議会との連携・協力を密にして、地域福祉の充実に取り組んでいきます。
社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、 自治会・町内会、 市民団体、事業者等	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。 また、地域で活動する各団体等が、それぞれの役割・立場を踏まえながら、地域社会の一員であることを自覚し、地域福祉活動に参加していくことが重要です。
市民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持ち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動に参加していくことが重要です。

2 計画の進捗管理

本計画を推進していくために、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市地域福祉計画推進委員会」にて毎年度点検・評価を行っていきます。

また、計画と実施状況にかい離が生じた場合等は、適宜見直しを行っていきます。

3 コロナ禍における地域福祉の推進

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも急速な蔓延により生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるものとして緊急事態宣言が発出されるという未だかつてない事態となりました。従来の生活では考慮しなかった場においても感

染症対策を講ずる必要が生じていることから、様々な地域福祉活動においても新しい生活様式に沿った活動方法を創意工夫し、継続的な取り組みを行うことにより、普及・啓発・推進に努めていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、地域福祉計画の基本理念を「声をかけあい つながりあい 思いやり 支え合う 印西市」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり支え手であるという「地域での支え合い意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進してきました。

第4次計画では、第3次計画の取り組みをさらに充実・発展させ、「地域での助け合い・支え合い意識」を育て、包括的なネットワーク形成・相談体制強化を図りつつ、社会問題化した様々な課題への対応力も高めることで、「地域共生社会」の形成を推進し、誰もが明るく生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 市民による地域福祉の推進

「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。高齢化の進展や人間関係の希薄化等により、「共助」の重要性がより高まっている中で、確実に地域福祉体制を維持するためには、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成が必要です。

このため、市では、市民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供・講座の実施等を通じて、人材確保・育成を図るとともに、活躍の場の提供などによる社会参加への支援を行っていきます。

基本目標2 支援が必要な人への体制づくり

地域に住む人たちが抱える課題は、「介護」「障がい」「子育て」「困窮」等多岐に渡り、かつ複雑化・複合化してきています。高齢化等により、支援を必要とする人の増加も懸念される中で、これまでの縦割り型の支援体制では対応に限界があることから、地域における包括的な支援体制の構築が求められています。

このため、市では、「市民」「地域活動団体」「社会福祉法人」「NPO 法人」「民生委員・児童委員」「行政」といった、地域福祉を担う構成員の連携による地域福祉支援ネットワークの構築を進めるとともに、包括的な相談体制の構築や市民に必要とされる高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等における各種福祉サービスの充実を図ることで、地域福祉力向上に向けた体制づくりを進めていきます。

基本目標3 安全・安心が実感できる環境づくり

近年、大規模な自然災害の発生や新手の特殊詐欺・サイバー犯罪が増加する等、市民の安全を脅かす要因が増加している中、特に、高齢者や障がい者等の支援が必要な人に被害が集中する傾向が見受けられます。

このため、市では、いざという時、支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるよう、地域人材を活用した防災・防犯体制を構築・推進していくとともに、普段の生活に対しても、バリアフリー化の推進等を行い、暮らしやすい生活環境の構築に努めていきます。

また、認知症や障がいのある人が地域において安心して暮らしていけるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する取り組みを推進していくとともに、市民の生活面に重大な影響を及ぼすことになりうる「生活困窮」「虐待」「自殺」「ひきこもり」「8050」「ダブルケア」などの地域福祉が抱える様々な問題への対策や近年増加を続ける外国人が安心して生活できる環境づくりについても取り組んでいきます。

3 施策体系

3つの基本目標に関連する基本施策は次のとおりとします。また、本計画では、重点施策を設定し、取り組みの強化を図ります。

【基本理念】 つながりあい 支え合い 生き生きと暮らせるまち いんざい

基本目標・基本施策		市の主な取り組み（★は重点施策）
【基本目標1】市民による地域福祉の推進		
(1)	市民の福祉意識の向上と市民交流への支援	①地域福祉への意識啓発の推進（★） ②市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進
(2)	地域福祉推進のための人材の確保・育成	①地域福祉の核となる人材の育成（★） ②民生委員・児童委員の確保 ③市民活動への支援やコーディネート
【基本目標2】支援が必要な人への体制づくり		
(1)	地域福祉支援ネットワークの構築	①地域包括支援体制の確立（★） ②社会福祉協議会等の関係団体との連携強化 ③地域での見守り・孤立化防止対策
(2)	相談体制・情報提供体制の充実	①福祉総合相談窓口の設置（★） ②福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実 ③専門知識を持つ人材の確保
(3)	市民ニーズに応える福祉サービスの充実	①高齢者福祉サービスの充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③児童福祉サービスの充実 ④福祉サービス等の質的向上
【基本目標3】安全・安心が実感できる環境づくり		
(1)	地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築	①避難行動要支援者対策の推進（★） ②自主防災活動等の推進 ③福祉避難所の充実 ④地域における防犯体制の強化
(2)	誰もが暮らしやすい生活環境づくり	①外出しやすい環境づくりの充実 ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ③多文化共生への対応
(3)	市民一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる環境づくり	①成年後見制度の利用促進（★） ②生活困窮者支援対策（★） ③虐待防止対策の推進 ④自殺対策の推進 ⑤人権尊重の推進

第4章 施策の展開

【「施策の展開」ページの見方】

基本目標 1 ○○○○○○○○○○○

(1) ○○○○○○○○○○○

現状と課題

●基本施策毎に、現状と課題を整理

地域の目指す姿

●施策の方向性として、「行政」と「地域」、「市民」の目指す姿と「地域全体」としての目指す姿を記載



行政

地域

市民

○ ○

市の主な取り組み

●地域や市民の活動等を支援・補完する市の
主な取り組み内容や市が提供する主
な福祉関連サービス等を記載



① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[担当課]

基本目標 1 市民による地域福祉の推進

(1) 市民の福祉意識の向上と市民交流への支援

現状と課題

●地域共生社会の実現に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉に関心をもち、市民の主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要とされています。

●アンケート結果では、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり」が市民・団体ともに上位となっています。また、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が上位となっていることから、若い世代や新住民を含めた支え合い、助け合いの啓発の強化が重要と考えられます。

さらに、地域福祉計画や社会福祉協議会、支部社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知状況をみると、「名前も内容も知っている」がいずれも2割未満となっており、市民への周知が十分でない状況がうかがえます。

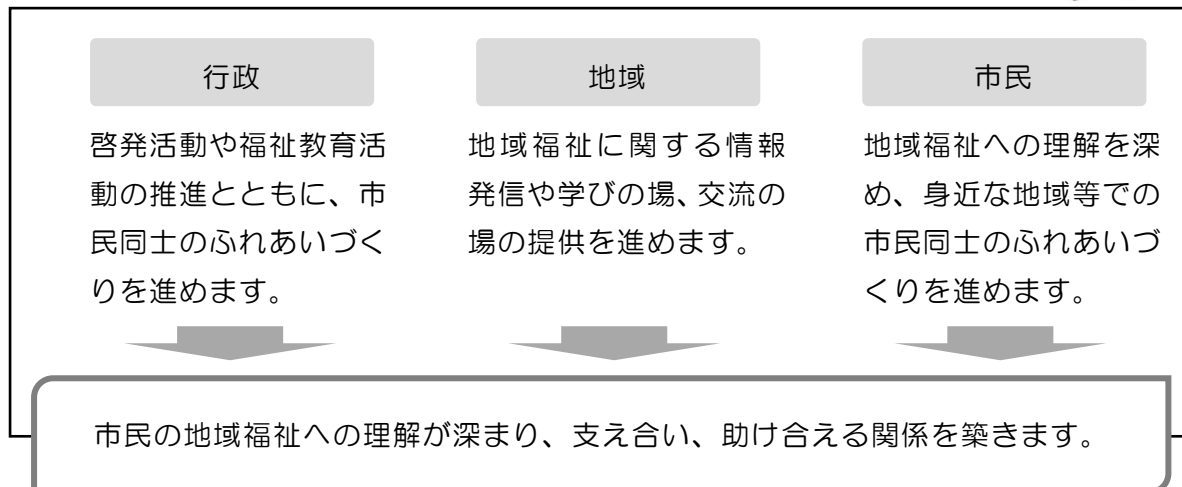
●誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、市民同士がふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくことが必要とされています。

●アンケート結果では、身近な地域で気になること・問題と覚えることについて、「近所づきあいが希薄」と「新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流がない」が多いことから、新旧住民や世代間を含めた市民同士の交流促進が重要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、学校での福祉教育や市民に対する地域福祉への意識啓発とともに、市民同士のふれあいづくりが必要とされています。また、今後の取り組み課題として、様々な機会をとらえた計画の周知強化や社会福祉協議会の認知向上とともに、障がい者の生活、就労、活動についての理解促進に向け、市民からの意見等を踏まえた啓発等が求められています。

地域の目指す姿



市の主な取り組み

①【重点施策】地域福祉への意識啓発の推進

○広報いんざいや市ホームページ等の市が発信する各種媒体、社会福祉協議会や市民活動支援センター等の媒体を活用した地域福祉に関する情報発信

[担当課]

・市民活動推進課 ・障がい福祉課 ・社会福祉協議会

○「地域福祉計画」や「社会福祉協議会（社会福祉協議会支部を含む。）」、「民生委員・児童委員」等の認知向上

[担当課]

・社会福祉課 ・社会福祉協議会

○学校等での福祉教育、福祉への理解を深める出前講座、障がい者や高齢者等の理解を深める講演会や体験学習等の実施

[担当課]

・障がい福祉課 ・指導課 ・高齢者福祉課 ・生涯学習課 ・生涯学習課
・社会福祉協議会

② 市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進

○市民活動支援センターや地域福祉センター、そうふけふれあいの里等を活用した市民団体の活動の場の提供や交流支援

[担当課]

- ・ 社会福祉課
- ・ 市民活動推進課

○属性や世代を超えて気楽に参加することのできる交流の場づくり

[担当課]

- ・ 社会福祉課
- ・ 社会福祉協議会

○地域での世代間交流、公民館・中央駅前地域交流館まつりやいんざい産業まつり等の各種イベント交流、総合型地域スポーツクラブを通じた地域交流、外国人との交流体験等の実施

[担当課]

- ・ 生涯学習課
- ・ 農政課
- ・ スポーツ振興課
- ・ 学務課
- ・ 企画政策課
- ・ 保育課
- ・ 社会福祉協議会

(2) 地域福祉推進のための人材の確保・育成

現状と課題

- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進する人材の養成とともに、地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援が重要とされています。
- アンケート結果では、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」が市民、団体ともに上位となっています。また、団体の活動をする上での苦勞や課題についても、活動の担い手の高齢化や次世代の担い手不足の声があることから、福祉の担い手育成に向けた取り組みが重要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、社会福祉協議会と連携し、各種講座の実施による地域福祉を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、ボランティア活動等への支援が必要とされます。さらに、確保・育成した人材を必要とする場へつなぐことができるよう市民活動やボランティア等へのコーディネートが求められています。また、今後の取り組み課題として、地域福祉の中心的存在である民生委員・児童委員の充実を図る必要があります。

地域の目指す姿



行政

地域福祉を担う人材の確保・育成とともに、ボランティア活動等への支援を進めます。

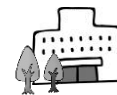
地域

地域活動やボランティア活動に興味をもつ人等への参加の呼びかけを進めます。

市民

地域活動やボランティア活動に関心をもち、活動への参加を進めます。

地域福祉を担う人材を育成し、ボランティア活動等の活性化を進めます。



①【重点施策】地域福祉の核となる人材の育成

○ボランティアや地域の福祉人材の養成講座の開催

[担当課]

- ・障がい福祉課 ・高齢者福祉課 ・子育て支援課 ・生涯学習課
- ・社会福祉協議会

② 民生委員・児童委員の確保

○民生委員・児童委員の候補者の発掘

○民生委員・児童委員の定数や地区割りの見直し等、活動しやすい環境づくり

[担当課]

- ・社会福祉課

③ 市民活動への支援やコーディネート

○ボランティアセンター機能の強化

[担当課]

- ・社会福祉協議会

○市民活動支援センターや地域福祉センター等を活用した団体の活動の場の提供や活動支援

[担当課]

- ・社会福祉課 ・市民活動推進課 ・社会福祉協議会

○「いんざい健康ちょきん運動」に対する支援

[担当課]

- ・高齢者福祉課

基本目標 2 支援が必要な人への体制づくり

(1) 地域福祉支援ネットワークの構築

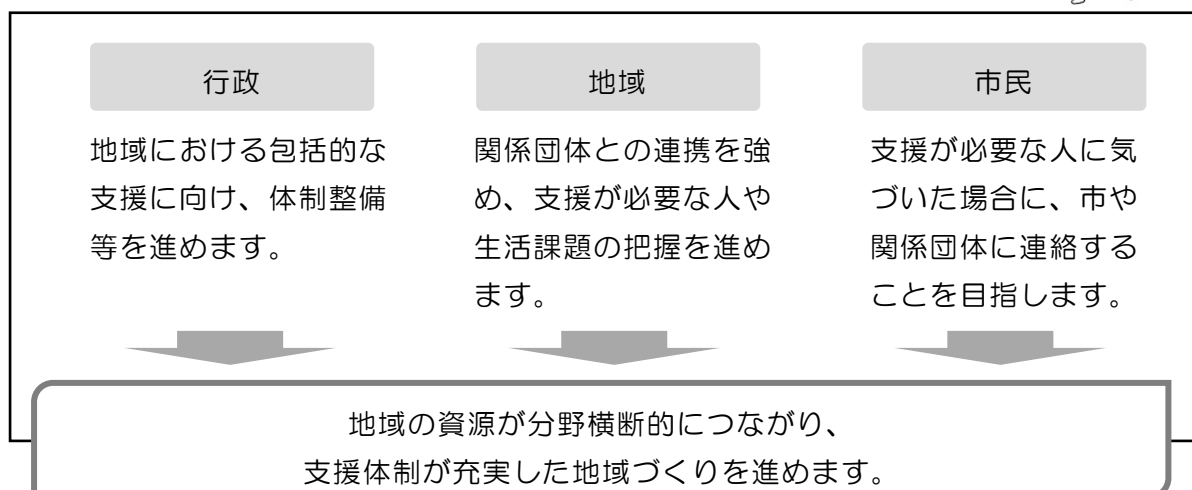
現状と課題

- 地域共生社会の実現に向け、制度の狭間の課題（これまでの制度で対象とならなかった課題）への対応の在り方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。
- アンケート結果では、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「高齢者の見守りや高齢者世帯への支援が必要と思われるケースがみられる」をはじめ、「子どもの見守りや子育て世帯への支援が必要と思われるケースがみられる」、「障がいのある人に対する理解や支援が必要と思われるケースがみられる」、「外国人のトラブルや外国人世帯への支援が必要と思われるケースがみられる」ことが挙げられていることから、高齢者をはじめ、子ども、障がい者、外国人等の支援を必要とする人に対する把握や支援につなげる体制の整備が重要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、地域における包括的な支援体制の整備が必要とされています。また、今後の取り組み課題として、庁内各課や関係団体との分野横断的な連携強化をはじめ、支援を必要としている人の情報把握や、支援への繋げ方等の検討が求められています。

地域の目指す姿





①【重点施策】地域包括支援体制の確立

○地域の関係団体による分野横断的なネットワークの構築

[担当課]

・ 社会福祉課 ・ 関係各課 ・ 社会福祉協議会

② 社会福祉協議会等の関係団体との連携強化

○社会福祉協議会の活動への支援及び連携強化

[担当課]

・ 社会福祉課 ・ 社会福祉協議会

○福祉施設や事業者等の地域貢献活動や官民協働による地域づくりの促進

[担当課]

・ 社会福祉課 ・ 社会福祉協議会

③地域での見守り・孤立化防止対策

○民生委員・児童委員による見守り活動、社会福祉協議会支部による安全パトロール活動や事業所との協定等による支援ネットワークづくり

[担当課]

・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 社会福祉協議会

○民生委員・児童委員による相談活動の支援

[担当課]

・ 社会福祉課 ・ 子育て支援課

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

現状と課題

- 地域共生社会の実現に向け、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要とされています。
- アンケート結果では、本市の福祉サービスで重要なことについて、「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が上位に挙げられているとともに、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が上位になっていることから、気軽に相談できる相談体制の充実が必要と考えられます。また、本市の福祉サービスで重要なことについて、「福祉・介護サービス等に関する福祉情報の充実」が最上位となっていることから、福祉関連サービスの情報提供の充実が必要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、誰でもが気軽に相談することのできる包括的な相談支援体制の構築とともに、わかりやすく、安心して福祉サービス等が利用できる情報提供の充実が必要とされています。また、今後の取り組み課題として、総合相談窓口の設置に向けた体制整備とともに、福祉サービスの情報提供について、関係機関と連携した周知方法の検討等が課題とされています。

地域の目指す姿



行政

相談しやすい体制の整備と福祉サービスに関する情報提供の充実を進めます

地域

地域住民に対し、相談先や福祉サービスに関する情報提供を進めます。

市民

支援やサービスが必要な場合に、一人で悩まず相談できることを広めます。

相談しやすく、必要な情報やサービスが受けられる地域づくりを進めます。



①【重点施策】福祉総合相談窓口の設置

○高齢者や障がい者、子育て家庭等、分野を問わない福祉総合相談窓口の設置

[担当課]

- ・社会福祉課
- ・関係各課

② 福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実

○福祉に関する様々な困り事や悩みに対応した相談支援の充実

[担当課]

- ・高齢者福祉課
- ・障がい福祉課
- ・子育て支援課
- ・市民活動推進課
- ・健康増進課
- ・指導課

○子育て支援センターによる子育て支援の充実

[担当課]

- ・子育て支援課
- ・健康増進課

○ホームページ、各種ガイドブックやパンフレット等による福祉に関する制度や事業の情報提供

[担当課・進捗管理事業]

- ・社会福祉課
- ・高齢者福祉課
- ・子育て支援課
- ・障がい福祉課
- ・保育課
- ・健康増進課
- ・市民課
- ・秘書広報課
- ・社会福祉協議会

○手話通訳者・要約筆記者の派遣や声の広報、点字図書給付等の視聴覚障がいを持つ人への情報提供の充実

[担当課]

- ・障がい福祉課
- ・社会福祉協議会

③ 専門知識をもつ人材の確保

○福祉サービスに携わる人材を育成する研修の実施

[担当課]

- ・ 高齢者福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 障がい福祉課

○大学等との連携による実習生の受け入れ

[担当課]

- ・ 高齢者福祉課
- ・ 健康増進課

(3) 市民ニーズに応える福祉サービスの充実

現状と課題

- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用することができるための仕組みの確立とともに、サービス評価の開示やサービス内容の周知等による利用者の適切なサービス選択の確保が重要とされています。
- アンケート結果では、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり」が市民・団体ともに上位であるとともに、印西市の福祉サービスで重要なことについても、「一人ひとりの状況や希望に対応したきめ細かい福祉サービスの充実」が上位となっています。



本市の取り組みにおいては、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実とともに、質の向上に向けたサービス提供が必要とされています。また、今後の取り組み課題として、サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化やサービス利用者の状況把握等が求められています。

地域の目指す姿



行政

市民ニーズに対応した福祉サービスの充実とサービス提供の質的向上を進めます。

地域

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることを地域住民に広めます。

市民

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることの理解を深めます。

支援を必要とする人が、安心して利用できる福祉サービスの充実を進めます。



① 高齢者福祉サービスの充実

- 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく、在宅福祉サービスや介護保険サービス等の充実

[担当課]

- ・ 高齢者福祉課等

② 障がい福祉サービスの充実

- 「障がい者プラン（障害者基本計画、障害福祉計画）」に基づく、地域生活支援拠点等、障がい者の福祉サービス基盤や自立支援等の充実

[担当課]

- ・ 障がい福祉課等

③ 児童福祉サービスの充実

- 「いんざい子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づく、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等地域における子育て支援、経済的な理由や家庭環境による困難を抱える家庭への支援の充実

[担当課]

- ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課

④ 福祉サービス等の質的向上

- サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化、第三者評価制度等の活用の推進

[担当課]

- ・ 社会福祉課

- サービス事業者等との連携による利用者の状態や必要度に応じたより良い福祉サービスの提供

[担当課]

- ・ 障がい福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 保育課

基本目標 3 安全・安心が実感できる環境づくり

(1) 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築

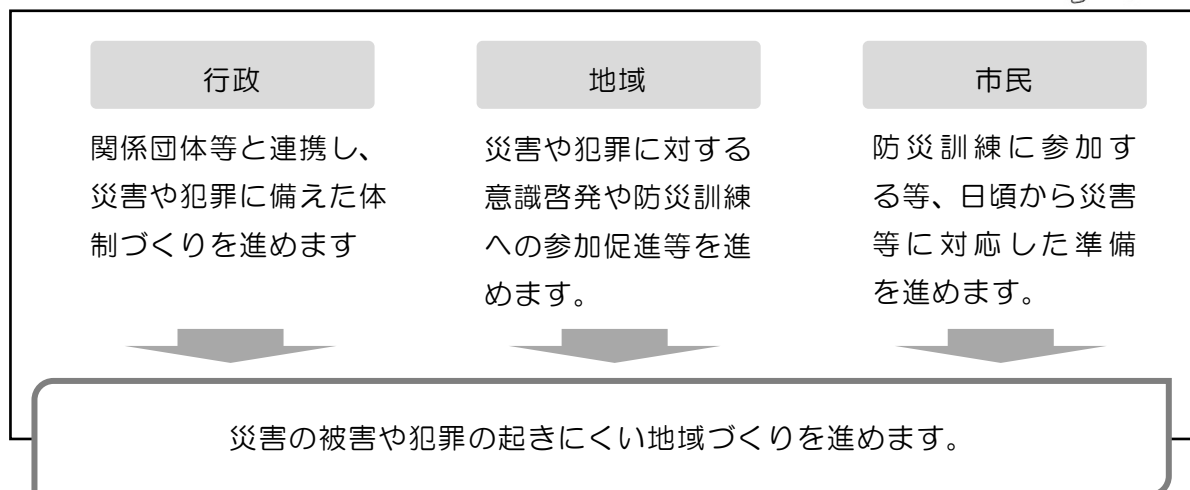
現状と課題

- 災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」を求めるとともに、地域共生社会の実現に向け、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策が重要としています。
- アンケート結果では、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「災害等非常時の協力体制が不安（災害意識の希薄さ含む）」が、市民、団体ともに上位に挙げられています。また、福祉の取り組みに関する重要度についても、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域における防犯が充実したまちづくり」と「地域における防災活動が充実したまちづくり」が、市民・団体ともに上位に挙げられていることから、防災と防犯に向けた取り組みは重要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、安心して暮らしやすいまちづくりに向け、災害時に対応できる体制づくり等による防災とともに、防犯が充実したまちづくりの推進が必要とされています。また、今後の取り組み課題として、避難行動要支援者の具体的な避難方法の作成とともに、見守りの方策等に関し、民生委員・児童委員及び関係部署との協議等が必要とされています。

地域の目指す姿





①【重点施策】避難行動要支援者対策の推進

- 「印西市災害時等要援護者避難支援計画」に基づく、避難支援関係者による支援体制づくり、避難行動要支援者の避難支援に関する市民への周知

[担当課]

- ・ 社会福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課
- ・ 防災課

② 自主防災活動等の推進

- 自主防災組織の設置・活動への支援

[担当課]

- ・ 防災課

- 家庭や地域の防災対応力の充実に向けた情報提供・意識啓発

[担当課]

- ・ 防災課

- 外国人への多言語による防災情報の提供

[担当課]

- ・ 防災課

③ 福祉避難所の充実

- 福祉避難所運営に関する訓練の実施、要介護者や障がい者に対応した必要備品の確保

[担当課・進捗管理事業]

- ・ 防災課 ・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課

④ 地域における防犯体制の強化

○市民安全情報の配信や防犯講話、警察との合同パトロールの実施

[担当課・進捗管理事業]

- ・市民活動推進課

○犯罪の発生を抑制するための防犯灯・防犯カメラの設置

[担当課]

- ・市民活動推進課

○犯罪被害者に対する支援

[担当課]

- ・市民活動推進課

(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

現状と課題

- 高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人が地域において安全に、そして安心して生活・外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- 本市においては、外国人の増加と定住化が進む中、「印西市国際化推進方針」を策定し、日本人と外国人が互いの文化を認め合い、共に歩める多文化共生社会づくりを進めています。
- アンケート結果では、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題」が、市民、団体ともに上位となっています。また、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「外出しやすい環境や支援が充実したまちづくり」が上位にあることから、外出しやすい環境や支援の充実が重要と考えられます。



本市の取り組みにおいては、移動困難者や外国人をはじめ、誰もが暮らしやすい生活環境づくりの推進が必要とされています。また、今後の取り組み課題として、移動困難者の移動手段の確保に向けた検討等が必要とされています。

地域の目指す姿



行政

多文化共生への対応や移動困難者への支援の検討等を進めます。

地域

多文化共生に関する情報発信や交流の場の提供等を進めます。

市民

多文化共生についての理解を深めます。



外国人や移動困難者等誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。



① 外出しやすい環境づくりの充実

○市内公共交通網の利便性の向上

[担当課・進捗管理事業]

・交通政策課

○移動が困難な障がい者や高齢者に対する移送サービスの実施

[担当課]

・障がい福祉課 ・高齢者福祉課

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○道路、公園等のバリアフリー化

[担当課]

・建設課 ・都市整備課 ・土木管理課

○大規模改修等に伴う公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

[担当課]

・関係各課

③ 多文化共生への対応

○「印西市国際化推進方針」に基づく、日本人市民に対する多文化共生の意識啓発、児童・生徒の国際理解教育、外国人市民に対する言葉や文化の違いから生じる不便さの解消地域住民との交流の場の提供（要確認）

[担当課]

・市民活動推進課 ・関係各課

○外国人市民への相談支援

[担当課]

・企画政策課 ・子育て支援課 ・健康増進課 ・市民課

(3) 市民一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

●生活困窮者自立支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行される等、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人や生活困窮者に対する分野横断的な支援体制づくり等が重要とされています。また、高齢者、障害者、児童に対する虐待、女性への暴力についての統一的な対応や自殺対策の展開を視野に入れた支援の在り方も求められています。

●アンケート結果では、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「子どもや高齢者などへの虐待やひきこもりなどを懸念するケースがみられる」が挙げられていることから、虐待等に関するきめ細かい支援体制づくりが必要と考えられます。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。



本市の取り組みにおいては、市民一人ひとりが権利擁護や人権についての理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりが必要とされています。また、今後の取り組み課題として、市と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築する等成年後見制度の利用促進を強化していくことが求められています。また、虐待防止に向けては、関係機関との連携強化や専門性のある人員の確保等が求められています。

地域の目指す姿



行政

権利擁護や人権についての意識啓発や支援体制づくり等を進めます

地域

権利擁護や人権についての市民への情報提供と支援が必要な人の見守り強化を進めます。

市民

権利擁護や人権についての知識・理解を深めます。



市民の権利擁護や人権について知識・理解の深まり、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。



①【重点施策】成年後見制度の利用促進

○成年後見制度利用促進計画に基づく制度の周知及び利用促進

[担当課]

- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 社会福祉協議会

②【重点施策】生活困窮者等の自立支援の推進

○生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援事業の推進

[担当課]

- ・ 社会福祉課

③ 虐待防止対策の推進

○子ども虐待防止対策協議会や高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会等を活用した関係機関との連携、情報共有

[担当課]

- ・ 子育て支援課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 健康増進課
- ・ 指導課

○家庭内暴力・虐待の通報への対応や相談体制の整備

[担当課]

- ・ 障がい福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 健康増進課

○暴力・虐待被害に対する警察、医療機関、行政機関との連携

[担当課]

- ・ 障がい福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 市民活動推進課

④ 自殺対策の推進

- 「印西市自殺対策計画」に基づく、地域における自殺対策のネットワーク構築、自殺対策を支える人材の育成、市民への意識啓発等の推進

[担当課]

- ・健康増進課
- ・関係各課

⑤ 人権尊重の推進

- 人権擁護に関する啓発、人権擁護委員による人権擁護活動支援の推進

[担当課]

- ・市民活動推進課

- 「印西市男女共同参画プラン」に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進

[担当課]

- ・市民活動推進課

- 障がい者差別解消の推進

[担当課]

- ・障がい福祉課